第２章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、2006（平成18）年に、第１次計画を策定しました。その後、2016（平成28）年に見直しを行い、第２次計画を策定しています。

第２次計画策定から10年が経過し、その間、前述のように人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

それに伴って市民の意識も変化する中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進することが求められています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「宇治市第３次人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

２．計画の目標及び位置付け等

１　計画の目標

この計画は、第２次計画を継承・発展させ、第６次総合計画に掲げる「人権教育・啓発の推進」を目指し、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標とします。

２　計画の位置付け

この計画は、第２次計画の後継計画であり、人権教育・啓発推進法に規定する地方公共団体の責務として、今後、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」の基本理念に基づき、人権尊重の共生社会づくりを推進するための施策の方向性を示すものです。

３　計画期間

この計画の目標年次は、2035（令和17）年度とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 人権教育・啓発の定義

この計画における「人権教育・啓発」とは、国連の「人権教育」の定義である「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と同様の意味で使用します。

一般的に「教育」と「啓発」は、その言葉が使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて「人権教育」と「人権啓発」を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは「市民に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」をいいます。

3．人権教育・啓発の視点

この計画における人権教育・啓発は、今日まで本市が取り組んできた人権意識の高揚を図るための施策や第２次計画の取組の成果を踏まえて、次の点に留意し、引き続き推進していきます。

1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地*、人種、民族、信条、性別、障害等により差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

＊門地（もんち）
出自や家柄のこと。

2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

グローバルな視点に立ち、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、すべての人が、ともに支え合いながら、生き生きと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

3 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう、学校教育と社会教育*とが相互に連携し合う取組を推進します。

＊社会教育
学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。

4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、「人権は市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題である」という認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、国際化、情報化、少子高齢化等、社会を取り巻く情勢の変容が進み、各人権課題における問題状況が複雑化してきたこと、さらに、社会における人権意識の高まりとともに、新たに生起、又は顕在化した人権課題も存在することから、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。